

指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、八尾市建設工事競争入札審査委員会規程（昭和50年八尾市訓令第6号。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する、工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名に必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(指名に際しての留意事項)

第2条 入札参加者の指名に際しては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 公共工事の適正な履行の確保を図ること。
- (2) 予算の適正な執行、工事の規模、難易度及び有資格者の施工能力等に留意しつつ、優良な市内業者（法人にあっては登記簿上の本社・本店が、個人にあっては住民基本台帳法又は外国人登録法による住居を本市内に有し、かつ、事実上の本拠を有すると認められる者で、本市において納税義務のある者。）の受注機会の増大を図ること。

(指名の方法)

第3条 入札参加者の指名は、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第100条第2項に定める有資格者の中から、次の各号に掲げる事項における適格性に留意して指名しなければならない。

(1) 対応等級

別に定める工事請負業者等級別格付基準（平成12年6月1日制定）により、等級別格付を定めている工事種目（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る指名については、発注工事の設計金額に対応する等級に属する有資格者の中から行うものとする。

ただし、特に必要がある場合には、発注工事の設計金額に対応する等級の直近の上位2等級に属する有資格者及び直近の下位1等級に属する有資格者の中から指名することができる。

(2) 技術的適正

- ア 発注工事と同種工事についての相当の施工実績を有していること。
- イ 発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績を有していること。
- ウ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績を有していること。
- エ 発注工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(3) 発注工事についての地理的特性

本店の所在地及び当該地域での工事実績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できること。

(4) 本市における施工中の工事の保有量及び進捗状況

本市発注の施工中の工事の件数や進捗状況からみて当該工事を施工する能力があること。

(5) 過去の指名及び受注状況

ア 過去の指名及び受注状況を勘案し、指名の公平性を確保するよう配慮すること。

イ 一件1億円を超える工事（随意契約によるものを除く。以下「重要案件」という。）を受注したものについては、原則として次回発注の同種目の重要案件に指名しないものとする。

ウ 重要案件以外の工事の発注においても、工事種別、規模等に応じて、連続受注、重複受注を制限するための措置を行うことができるものとする。

(6) 工事成績

本市発注工事における総合評点の内容。

(7) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 安全管理の状況並びに労働福祉の状況

イ 建設業退職金共済組合と退職金共済契約締結の状況

(8) 前各号の規定については、次の各号の一に該当し、やむを得ないと認められるときは、これにかかわらず指名することができる。

ア 特殊な技術、経験又は機械を要する工事

イ 遠隔地において施工する工事

ウ 発注工事の性質又は目的により、特に必要と認める場合

(9) 社会的及び経済的信用度

ア 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等排除措置を現在受けている有資格者は指名しないものとする。

イ その他社会的及び経済的信用度が不健全と判断される有資格者は指名しないものとする。

(指名停止等)

第4条 別に定める八尾市入札参加停止要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止期間中である有資格者は指名しないものとする。

2 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に、請負者が従わなかったこ

と等、請負契約の履行が不誠実であった有資格者は、指名しないものとする。

- 3 一括下請、下請け代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であった有資格者は指名しないものとする。

(指名の取消し)

第5条 指名を受けた有資格者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び排除措置要綱に基づく入札等排除措置となった場合は、すでに通知した指名を取り消すものとする。

- 2 同時期に2件以上の工事の指名を受けている有資格者が、指名中の工事のうち1件を落札した場合には、他の工事の指名を取り消すことができるものとする。ただし、この取扱いを行うときは、あらかじめ指名時においてその旨通知するものとする。

(災害時等の指名)

第6条 災害時又は緊急の必要による工事の指名等、特に必要があると認められるときは、この基準と異なる取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 施行月から平成14年5月末日までの間において、特に必要があると認めるときは、平成11年度における指名実績等を考慮しながら、指名を行うことができるものとする。
- 3 指名競争入札参加者選定要領（昭和57年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。